

時効 宅建 H01-02-1 《#721》

【問】 正誤をつけよ。

Aは、Bに対し金銭債権を有しているが、支払期日を過ぎてもBが支払いをしないので、消滅時効が完成する前に、Bに対して、支払いを求める訴えを提起した。なお、この金銭債権の消滅時効期間は、5年とする。AのBに対する勝訴判決が確定した場合、時効は新たに進行を開始し、その時効期間は10年となる。

【答え】 正しい

《ポイント1》 債権等の消滅時効【★入門】

債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。（民法166条1号）

⇒ 契約上の支払期日から5年

《ポイント2》 判決で確定した権利の消滅時効【★入門】

確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利については、10年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、10年とする。（民法169条1項）